「わたしの災害対策ファイル」について

１　「わたしの災害対策ファイル」とは

電源が必要な医療機器を使用している療養者やそのご家族が、災害時を想定し、ご自身を守るために、必要な備えや発災時の対応等をまとめたものです。

【内容】電源対策、必要物品の備え、発災時の対応方法、連絡・支援方法の確認等

西区では、**療養者・ご家族の自助力を高め**、災害時の不安軽減につながるよう「わたしの防災対策ファイル」の作成を進めています

２　「わたしの災害対策ファイル」作成手順

① 説明
・療養者・ご家族に対し**わたしの災害対策ファイル作成の説明**

↓

② 「わたしの災害対策ファイル」の作成
・主に療養者・ご家族がファイルを作成する
・支援者は**作成支援**（記入できないところのサポート）

↓

③ 療養者・ご家族・支援者で確認、共有
・「わたしの災害対策ファイル」は**療養者宅で保管**
・在宅カンファレンス等で**確認・共有**

↓

④ 定期的な見直し（年１回、４月頃）
・状況変更時は適宜修正・追記
・支援者は療養者・ご家族へ**見直しの声掛け**を
・在宅カンファレンス等で**確認・共有**

３　訪問看護事業所にお願いしたいこと

・「わたしの災害対策ファイル」作成の説明
・「わたしの災害対策ファイル」作成支援
・平常時から「災害への備え」についての助言・指導
　→　バッテリー充電、接続方法の確認、
　　回路交換・蘇生バッグ・足踏み式吸引器等の試行や技術指導　等
・「わたしの災害対策ファイル」定期的な見直しの声掛け（最低年１回）と共有
　→　毎年４月頃
・更新した『「わたしの災害対策ファイル」作成者一覧』を事務局（区）に提出
　→　毎年６月頃

◎新規に「わたしの災害対策ファイル」を作成する場合
「わたしの災害対策ファイル」をお渡ししますので、事前にご連絡をお願いします。
作成後、【「わたしの災害対策ファイル」作成届】に必要事項を入力のうえ、事務局（区）へご提出願います。
※各種様式は**西区ホームページ**からダウンロードできます。
（横浜市ホームページのものとは仕様が若干異なりますので西区版をご活用ください）

４　事務局の役割　（西区役所　高齢・障害支援課）

「わたしの災害対策ファイル」作成者の把握・管理を行い、次の目的の範囲内で使用します。

・区、関係機関、地域関係者との連携（発災時の安否確認含む）
・避難所運営における必要な配慮
・平常時の防災対策や支援体制の検討

個人情報は、災害対策を目的とする範囲に限定して利用し、関係法令および市の個人情報保護条例に基づき、適切かつ厳重に管理します。
本人の同意なく、目的外の利用や不必要な第三者提供は行いません。

本事業対象者のファイル作成支援へのご協力を賜わりたく、下記の通り訪問看護事業所あてに依頼文を送付させていただきます。

・災害時個別支援計画の作成支援、定期的見直しについて（依頼）…毎年４月頃
・『「わたしの災害対策ファイル」作成者一覧』の集約　　…毎年６月頃

事務局　　西区役所　高齢・障害支援課　（２階 23 番）
高齢者支援担当
横浜市西区中央 1-5-10
℡045-320-8410　　FAX045-290-3422